

茨城県後期高齢者医療広域連合公告式条例

平成 19 年 1 月 24 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合の事務所の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長の名を記入して、広域連合長の印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程の公表について準用する。

(広域連合の機関の定める規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、広域連合長を除く広域連合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長の名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長の印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第 6 条 広域連合長又は広域連合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程において、特に施行期日を定めることができる。

(告示及び公告に関する準用)

第 7 条 第 4 条の規定は、広域連合長の発する告示及び公告に、第 5 条第 2 項の規定は、広域

連合の機関の発する告示及び公告に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。